

(参考情報) 韓国農林畜産食品部公表情報

農林畜産食品部プレスリリース (2018年10月02日15時34分付け)

## 渡り鳥到来警報発令に伴うAIブロック防疫強化

出典 URL:

<http://www.mafra.go.kr/mafra/293/subview.do?enc=Zm5jdDF8QE8JTJGYmJzJTJGbwWFmcmElMkY2OCUyRjMxODUzNyUyRmFydGNsVmllldy5kbyUzRmJic0NsU2VxJTNEJTI2aXNWaWV3TWluZSUzRGZhbHNIJTI2cmdzRW5kZGVtdHllM0QlMjZwYWdlJTNEJTI2aXNWaWV3TWluZSUzRGZhbHNIJTI2cmdzRW5kZGVtdHllM0QlMjZwYXNzd29yZCUzRCUyNnNyY2hDb2x1bW4lM0QlMjZyY3c1M0QxMCUyNg%3D%3D>

(機械翻訳等に基づく仮訳)

### ◀主な内容▶

- ◇農林畜産検疫本部は冬の渡り鳥の国内到来が確認されたことにより、2018.10.2(火)付けで渡り鳥到来警報発令
  - 到来警報発令により自治体は渡り鳥の飛来地ブロック防疫管理、渡り鳥の飛来地入口横断幕の設置など、徹底した防疫措置と広報の実施
  - 家禽農家は渡り鳥の飛来地出入り自制、畜舎ネット整備などブロック防疫措置徹底

- 農林畜産検疫本部(本部長バクボンギョン、以下「検疫本部」)は、冬鳥の国内飛来が確認されたことにより、家禽農家と自治体で鳥インフルエンザブロック防疫を強化するよう2018.10.2(火)付けで渡り鳥到来警報を発令したと明らかにした。
  - 渡り鳥到来警報発令は、環境部(国立生物資源館)などが提供する冬の最新移動情報を活用して、家禽と渡り鳥間のAI伝播を遮断できるよう、農家に対し先制的に対応するため、「渡り鳥情報通知システム」に基づいて発令。
    - ※渡り鳥情報通知システムは、4段階(到来>密集>渡り鳥注意>解除)に区分
- 渡り鳥到来警報発令により検疫本部は家禽農家や自治体に徹底したブロック防疫措置を要請した。
  - (家禽農家)渡り鳥の飛来地出入り自制、畜舎内・外壁網目整備、鶏舎出入りの際に専用衣類や靴を着用、足場消毒槽設置と消毒液定期交換などをブロック防疫徹底
  - (自治体)渡り鳥混雑地域と家禽農家間の移動経路に消毒施設の設置・運営等の渡り鳥の飛来地遮断防疫、渡り鳥の飛来地入口横断幕の設置などの広報を強化
- 検疫本部は、今後も環境部と協力して、渡り鳥の移動状況を継続的に監視し、渡り鳥の流入状況などの情報を農家などに提供する計画

○そのため、鳥インフルエンザの国内流入を防ぐために、10月1日から来年2月までに「鳥インフルエンザの特別防疫対策期間」と定め、24時間の緊急連絡網の構築、国境検疫の強化、渡り鳥の飛来地と近くの農家防疫実態地図・点検計画等防疫対策を推進していると述べた。

添付

1. 最新の国内冬の到来現況
2. 渡り鳥情報通知システムの概要
3. 海外HPAI（高病原性鳥インフルエンザ）発生状況
4. 段階発令による主体別の対応要領と遵守事項

**添付1. 最新の国内冬の到来現況**

□最近の主な渡り鳥の飛来地あひる・がん類到来現況（9. 28～30）

（出典：環境省国立生物資源館）

番号	調査地域	全体		2018年1月比較%		あひる・がちょう・白鳥	
		種	個体数	個体数	%	種	個体数
1	江華島	48	2,846	15,732	18.1	7	1,339
2	始華湖	52	29,548*	9,083	325.3*	12	22,995
3	福河川	22	848	1,693	50.1	3	502
4	チョン ミチョン	25	1,225	8,242	14.9	2	790
5	風舒川	11	184	2,316	7.9	2	19
6	曲流川	14	377	6,683	5.6	1	88
7	棒鋼千	8	148	2,198	6.7	2	44
8	酸性泉	14	846	2,545	33.2	2	396
9	병천천	36	777	5,644	13.8	2	163
10	サプギ ヨホ	22	637	11,700	5.4	1	87
	合計	82	37,436	65,836	56.9	15	26,423

※冬鳥の南下移動時韓国に一番最初に到来することになる京畿道、忠清道一帯の主要な飛来地と河川10箇所調査の結果、現在までに、代表的な冬アヒル・ガン類の本格的な到来は観測されなかったが冬鳥が到来し始めたことを確認。

□最近の主な渡り鳥の渡来地の写真（出典：韓国環境生態研究所）



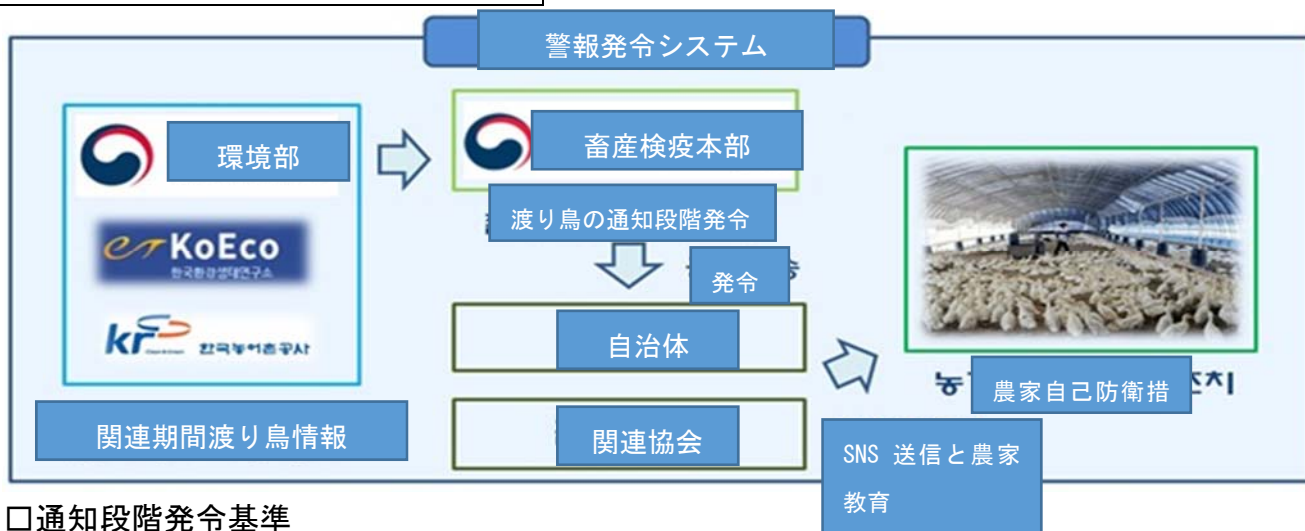
京畿道の主要な渡り鳥の飛来地で観察されたカモ類

マガモとカルガモ

（到来初期には、小さな群れを成す）

（夏初期に少数のマガモが観察される）

### 添付2. 渡り鳥情報通知システムの概要



□通知段階発令基準

通知段階	発令基準
到来段階	○冬の新しい到来開始時- 自治体/農家などへ警報
密集段階	○渡来地別、冬の新しい密集時 - 環境省（監視および実態調査）と農漁村公社（貯水池予察）などの調査結果、アヒル・ガチョウ・白鳥が5千羽以上飛来地確認時、全国
渡り鳥注意段階	○野生の鳥でH5・H7型AI抗原検出時 - 到来渡り鳥北上後の解除段階発令時まで
解除段階	○到来した渡り鳥が多く北上した時から、他の警報段階発令時まで

	で - 自治体/農家などへ情報提供
--	----------------------

□段階別通知内容

通知段階	通知内容
到来段階	冬の渡り鳥が国内に到達したことが確認された。家禽農家などでは、家畜の渡り鳥の接触防止、農家出し入れの際、徹底的に消毒するなど、鳥インフルエンザ防疫に万全を期してください。
密集段階	国内渡り鳥の飛来地に野鳥の密集生息が確認された。家禽農家などでは、渡り鳥の接触ブロックと農家内外の消毒など、鳥インフルエンザ防疫に万全を期してください。
渡り鳥注意段階	××地域野鳥からH5・H7型鳥インフルエンザウイルスが検出されたので、渡り鳥の飛来地へのアクセスを控えいただき、農家の周辺の消毒などをブロック防疫に万全を期してください。
解除段階	野生の渡り鳥ほとんどが北上しました。継続的な農家の消毒と防疫に努めてください。

添付3. 海外HPAI（高病原性鳥インフルエンザ）発生状況

(2018年10月2日付け)

省略

添付4. 段階発令に伴う主体別の対応要領と遵守事項

□渡り鳥情報通知システムのステップ発令による主体別の対応要領

主体	対応要領
検疫本部	①市・郡自治体渡り鳥情報通知システム発令公文発送 ②検疫本部のホームページマイ段階通知バナー掲載
市・郡自治体	①当該管轄家禽農家に渡り鳥進入ブロック教育 ②農家防疫措置の通知（SMS）と農家の教育・広報
関連協会	農家 防疫措置の通知（SMS）と農家の教育・広報
家禽農家	渡り鳥進入遮断のための自衛、農家防疫措置の実施 （例えば、農家の周辺の消毒と施設補修など）

□農家と自治体遵守事項

農家	自治体
<ul style="list-style-type: none"><li>○防止ネットを設置・保持し、野鳥の農場内流入をブロック</li><li>○渡り鳥の渡来地訪問を控える</li><li>○農場出入りの際、専用の衣服・靴などを着用</li><li>○農場入り口に靴消毒槽設置・保持して消毒液は、頻繁に交換</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○畜産農家ブロック防疫徹底推進</li><li>○渡り鳥の飛来地ブロック防疫管理徹底</li><li>○渡り鳥の飛来地垂れ幕投稿など広報徹底</li></ul>